

**鹿児島県市町村公立学校  
情報機器整備業務提案要求仕様書  
『iPad版』**

令和2年6月

鹿児島県教育庁義務教育課

---

# 目 次

第1節 基本事項	1
1 業務名	1
2 目的	1
3 業務概要	1
4 契約について	1
5 履行場所	1
6 履行期限	1
第2節 機器等調達条件	2
1 機器等調達	2
2 整備にかかる概要及び基本的条件	2
3 整備仕様	3
4 整備スケジュール	3
5 保守	3
6 その他	3
第3節 その他	4
1 提出資料	4
2 機密の保持	4
3 受託者の義務	4

## 【別紙】

- ・別紙1 「共同調達参加自治体数及び整備台数表」(市町村集計表)
- ・別紙2-1 「基本パッケージ詳細仕様」(iPad版)
- ・別紙2-2 「追加パッケージ詳細仕様」(iPad版)

## 第1節 基本事項

### 1 業務名

鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、鹿児島県教育振興基本計画において示した下記の施策実現に向けて、市町村における学習者用コンピュータ等 ICT 機器の共同調達を目的として行う。

○教科指導等における ICT の効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成。

○情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実。

○論理的思考力を高めるために、プログラミング教育の充実。

○ICT を活用し、児童生徒の情報を共有することによる、きめ細かな指導及び学校の情報発信。

○国の ICT 環境の整備方針等も踏まえた、学校における ICT 環境整備の推進。

このため、学習者用コンピュータ等 ICT 機器の整備に関する業務の業者選考企画提案協議を実施するに当たり、必要な事項を定める。

### 3 業務概要

本業務に参加する県内市町村において整備を行う学習者用コンピュータ機器等及びその活用に関するサービス等を調達する。

### 4 契約について

本業務の受託者は、指定する県内の各市町村と随意契約を締結する。その際に契約内容については、原則として本業務における提案内容に拠るものとする。なお、購入及びリースの契約形態及び台数については、契約時に確定するものとする。

参考：別紙1「共同調達参加自治体数及び整備台数表」（市町村集計表）

### 5 履行場所

参加表明後に提示する「別紙 共同調達参加自治体及び整備先、整備台数等一覧（市町村別詳細）」に示す各学校とする。

### 6 履行期限

原則として、各市町村との随意契約に拠るものとするが、目途としては令和3年3月31日までとする。

## 第2節 機器等調達条件

### 1 機器等調達

本業務の企画提案においては、以下の機器等調達を行うものとする。

#### (1) 調達数

- ① 機器等の調達数は「別紙1「共同調達参加自治体数及び整備台数表」(市町村集計表)」に示す。
- ② 調達する機器等の整備台数については、市町村との契約時に確定することとなるが、OSの変更及び数十台単位の端末数変動は無いものとする。

#### (2) 基本パッケージ仕様

- ① 機器等の調達仕様詳細は「別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」(iPad版)」に示す。
- ② 「別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」(iPad版)」で示す基本パッケージについては、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等の合計を、端末台数で除した1台あたりの費用が補助額上限の45,000円(税込)を越えないこと。
- ③ 基本パッケージの費用には、機器等の設置後に受託者が実施する端末の設定作業(ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等)は含めないこと。但し、市町村及び学校側で設定作業を行うための電話サポートや手順書等については含めてよいものとする。

#### (3) 追加パッケージ仕様

- ① 機器等の調達仕様詳細は「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」(iPad版)」に示す。
- ② 「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」(iPad版)」で示す追加パッケージについては、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等の合計を、端末台数で除した1台あたりの費用が20,000円(税込)を越えないこと。
- ③ 「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」(iPad版)」を参考に、20,000円(税込)以内の金額別・内容別等で複数パターンを追加パッケージを用意し、契約時に市町村が自由にパターンを選択できるようにすること。

#### (4) その他仕様

- ① 共同調達に参加する市町村の整備費用については、1台あたりの整備費用が市町村によって差がないこと。

### 2 整備にかかる概要及び基本的条件

#### (1) 概要及び基本的条件

- ① 賃貸(リース)契約による調達も可能とすること。支払は毎月の均等払いとし、履行する上で必要な全ての諸経費・機器・サービス等の合計も含めること。なお、具体的な賃貸契約に関する内容等については、該当市町村との契約に拠るものとする。  
なお、「基本パッケージ」及び「追加パッケージ」については、それぞれ調達を希望する市町村が異なることから、参加表明後に提示する「別紙 共同調達参加自治体及び整備先、整備台数等一覧(市町村別詳細)」を参照の上、見積もること。
- ② 受託者は、「別紙1「共同調達参加自治体数及び整備台数表」(市町村集計表)」に示した全ての市町村において、契約内容に示した機器の整備及びサービス等を等しく履行すること。

- ③ 調達する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ④ サプライチェーンリスクに考慮した端末を選定すること。
- ⑤ 端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等についても、見積に加えること。
- ⑥ 調達する端末のOS及び端末管理システム、ソフトウェア等は、調達の時点で最新のバージョンのものであること。
- ⑦ 管理ツールに登録するために必要な端末情報は、管理及び登録しやすい情報に整理し対象の市町村に提出すること。

### 3 整備仕様

#### (1) 機器の搬入

- ① 機器の搬入・設置に係る要件については、当該市町村の教育委員会及び学校と協議の上進めること。
- ② 追加パッケージに端末の設定作業が含まれている場合は、可能な限り必要な設定作業を実施した状態で機器の搬入・設置すること。
- ③ 搬入作業は施設等を傷つけることの無いように万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、市町村及び各校と協議の上、対応すること。なお、受託者の責めに帰すべき事由による場合は、受託者の費用で対応すること。
- ④ 整備した機器には、市町村と調整の上、名称、番号、導入日、リース期間※1、リース企業名※1、連絡先等の機器の管理に必要な内容を記載したラベル等を貼付すること。(※1 賃貸契約の場合)
- ⑤ 機器等の搬入・設置の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

#### (2) 賃貸借契約終了後の機器等の取り扱いについて

- ① 賃貸借契約の場合、賃貸借期間満了後は、機器等を契約した市町村に無償譲渡するものとする。

### 4 整備スケジュール

履行期限内に全ての市町村への機器等の整備が全て完了できるスケジュールを示すこと。なお、本業務に参加する全ての市町村は受託者との契約を10月末日までに締結する前提のスケジュールを示すこと。

### 5 保守

整備した機器等の保守については「別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」(iPad版)」及び「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」(iPad版)」を参照すること。

### 6 その他

受託者は市町村が令和3年度に調達する機器等についても、今年度の契約内容で随意契約に拠る調達ができるものとする。なお、契約を行うにあたり前提条件等がある場合は提案書で示すこと。

## 第3節 その他

### 1 提出資料

次の表に記載された資料を、市町村から指定された期限までに提出すること。なお、下記資料以外にも、市町村との協議により提出を求められた資料については、誠意を持って対応すること。

No.	提出資料	提出先
1	機器一覧表（電子媒体）	当該市町村の教育委員会及び学校
2	機器の取り扱い説明書・付属品	各学校に配布（部数については協議）
3	納入機器等の保証書	当該市町村の教育委員会

### 2 機密の保持

#### (1) 機密保持事項

- ① 受託者は、県教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し、情報が漏えいしないよう十分な配慮をすること。
- ② 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏えいし、又は外の目的に利用してはならない。なお、本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- ③ 本業務で新たに作成された成果物の著作権は、対象の市町村に帰属するものとする。
- ④ 本業務の実施に際し提供を受けた電子データや紙媒体等の資料や情報は適切に管理すること。
- ⑤ 市町村が提供した資料や情報の流出が確認された場合、速やかに市町村へ報告すると共に流出経路及び流出規模等を特定し情報流出の拡大を防ぐこと。なお、流出が原因による被害が確認された場合は受託者が責任をもって対応することとし、それに係る費用についても受託者が負担すること。

### 3 受託者の義務

#### (1) 遵守する項目

- ① 受託者は、契約締結後速やかに、作業工程・作業体制等を記載した実施計画書を市町村へ提出すること。
- ② 労働安全規則に従い、常に安全管理に必要な措置を講じること。
- ③ 受託者は、本仕様書に明記されていない細部の事項については市町村の指示に従うものとし、たとえ指示がない場合でも当然なされなければならない事項は、これを省略してはならない。
- ④ 受託者は、本仕様書を遂行するに当たって、防火・防犯に十分注意し、その発生原因が受託者の責任による場合は、受託者の責任において処理すること。
- ⑤ 設備等の保護には十分留意し、万一破損等が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。特に、学校の平常業務に支障なきよう留意すること。
- ⑥ 受託者は、守秘義務を厳守すること。また、本仕様書及び構築について知り得た事項は外部に漏らさないこと。
- ⑦ 受託者は、作業に際しては、社員証若しくは社名入りの名札等を常に携帯すること。
- ⑧ 本仕様書に示された内容以外で必要な事項については、市町村と受託者の間でその都度協議するものとする。

## 別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」(iPad版)

### 1 基本パッケージ

#### (1) 学習者用コンピュータ (児童生徒用)

仕 様	
OS	iPadOS
CPU	A10 Fusion チップ 組込型 M10 コプロセッサ 以上
内蔵ディスク	32GB 以上
メモリ	3GB 以上
ディスプレイ	10.2 インチ以上 タッチパネル対応
内部通信機能	IEEE802.11 a/b/g/n/ac 以上
形状	タブレット型
キーボード	Smart Connector 接続による日本語 JIS キーボード
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラを有すること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	Lightning コネクタまたは、USB Type-C コネクタ×1 以上
バッテリー駆動時間	8 時間以上
重さ	1.5 kg 未満
その他	内蔵マイク・スピーカを有すること。 基本パッケージ及び追加パッケージにおいて導入する各種ツール、ソフトウェア等が正常に動作する上でメーカーが推奨する機能要件を満たしていること。

#### (2) 端末管理ツール

①以下の機能を有すること ※「基本パッケージ」に設定作業は含まない。

- ・ 端末制御などのポリシーの設定
- ・ 端末が利用する App/Book の配信
- ・ 接続先ネットワークの制御
- ・ 紛失・盗難時の制御設定 (強制ロック, 強制ワイプ)
- ・ 端末情報の取得
- ・ メッセージ配信
- ・ インストールアプリ情報の取得
- ・ 管理下の端末において以下のリモート操作を実施できること

(同期, 再起動, 出荷時の設定に戻す, パスワードリセット, 削除)

②5年間のライセンス使用を含むこと

③本端末管理ツールとともに iPad 用アプリ「Classroom」をインストールしておくこと。

### (3) その他

- ①搬入，開梱，設置作業を含めること。
- ②センドバック方式による1年以上の無料保証を含めること。なお，その際の送料等も含めること。
- ③市町村において，「G Suite for Education」又は「教育機関向けライセンス Office365 A1」を導入することを前提とすること。
- ④補助要件の対象内において，無償となるサービスを含めて提案すること。

例：・無償期間等の学習コンテンツ  
・学習者用プラットフォーム  
・授業支援システム  
・導入及び活用支援 等



## 別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」(iPad版)

### 1 追加パッケージ

追加パッケージとは、希望する市町村ごとに、基本パッケージに追加して調達するものであり、追加パッケージのみの調達は行わない。

#### (1) 設計・設定・導入作業

##### ①以下の作業を含むこと

- ・端末の設定（セットアップ、端末個別のコンピュータ名、IPアドレスやドメイン参加、アクティベーション等）
- ・端末のネットワーク接続設定及び確認
- ・端末管理システムの設計支援
- ・端末管理システムの設定（運用ルールの策定支援等）
- ・ユーザーアカウントの作成、登録、設定（「ASM (Apple School Manager)」の操作支援）
- ・パスワードの設定
- ・「VPP (Volume Purchase Program)」の初期設定及び操作支援（共通アプリの展開等）
- ・「DEP (Device Enrollment Program)」の初期設定及び操作支援
- ・「G Suite for Education」又は「教育機関向けライセンス Office365 A1」の導入支援
- ・導入する学習支援システムやコンテンツ等の初期利用設定（可能な範囲でのシングルサインオン化を行うこと）

#### (2) 端末保守

- ①基本パッケージに含まれる保証を保守・保証とし、期間をプラス2年以上とすること。
- ②基本的にセンドバック方式とするが、平日、日中帯（9時～17時の間）の一元受付（教育委員会及び教員からの故障申告にも対応）を行うこと。
- ③端末修理後の再設定作業を含むこと。
- ④保守内容は、自然故障保証を含むものとするが、その他の保証等についても提案に含めることは構わない。

例：4年目以降の保守、物損故障保証、1回のバッテリー交換等

#### (3) 学習支援システム

- ①基本的にクラウドサービスであること。
- ②5年間の継続利用が可能であること。（メーカーが提供する無償利用期間を含む）
- ③利用者1人あるいは利用する端末1台につき個別のアカウント設定が可能であること。
- ④主として以下の機能を有すること。
  - ・児童生徒の端末と教師の端末あるいは電子黒板とを連携し、文書・画像ファイル等の教材や課題の一斉配布及び回収が可能であること。
  - ・個々の児童生徒の考えをリアルタイムで教師と児童生徒間、児童生徒同士、学級全体で共

有が可能であること。

- ・教師用の端末で、課題等に対する児童生徒の進捗や思考の状況を一覧表示等により、リアルタイムに確認可能であること。
- ・児童生徒自身の学習履歴等が、児童生徒側の端末からの操作で随時、閲覧可能であること。

#### (4) その他

(1)～(3)に加えて、上限額を超えない範囲において、機器・サービス等を提案に含めること。

例：・AIドリル等の学習コンテンツ

- ・学習者用デジタル教科書
- ・プログラミング教育教材
- ・端末管理システム運用支援
- ・アカウント年次更新支援
- ・フィルタリングサービス
- ・教職員研修支援（集合研修，オンライン研修，研修教材等の配布）
- ・端末活用に関する相談・支援窓口の開設
- ・Apple TV
- ・LTE仕様モデル
- ・Apple ペンシル
- ・端末カバー・ケース 等

「別紙 1 共同調達参加自治体数及び整備台数表」(市町村集計表)

6/19現在

	Windows		chrome		iPad	
	基本P	うち追加P	基本P	うち追加P	基本P	うち追加P
購入市町村数	16	12	3	3	5	3
リース市町村数	4	3	2	2	4	4
<b>市町村数合計</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>7</b>

※Windowsは、購入・リース双方を希望している1市町村を含む。

※複数のOSを希望している2市町村(購入1, リース1)を含む。

6/19現在

	Windows		chrome		iPad	
	基本P	うち追加P	基本P	うち追加P	基本P	うち追加P
購入総台数	21,845	19,725	1,411	1,411	5,261	1,231
リース総台数	8,951	6,752	3,154	3,154	17,018	17,018
<b>総台数合計</b>	<b>30,796</b>	<b>26,477</b>	<b>4,565</b>	<b>4,565</b>	<b>22,279</b>	<b>18,249</b>

※Windowsは、購入・リース双方を希望している1市町村を含む。

※複数のOSを希望している2市町村(購入1, リース1)を含む。

## 別紙

## 鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務の提案書等作成条件

## 1 提案書等の作成条件

## (1) 作成書類について

作成書類は、以下に示す区分ごとに分けて作成し、紙媒体（製本しないでファイルに綴じる形態）及び電子記憶媒体に記録したものを必ず提出する。

No	書類の名称	記載内容等	紙媒体での提出部数	電子記憶媒体での提出
1	ア 機器等整備提案書	機器等整備の提案内容等について記述されたもの。	10部	必要
2	イ 機器等整備計画書	各種体制や整備スケジュール等について記述されたもの。	10部	必要
3	ウ 業務実績資料	都道府県・市町村・学校等への整備実績について説明したもの。	10部	必要
4	エ 機器等経費関連積算書	各種経費積算について記述されたもの。	10部	必要
5	オ 製品等関連資料	提案する機器・ソフトウェア等の製品について説明された資料又はカタログ類。	10部	不要

※電子記憶媒体での提出を求めている各種提出書類は、Microsoft® Office製品(「WORD」, 「EXCEL」, 「POWERPOINT」等の各ソフトウェアのバージョン2013以上)で読み込み・編集・印刷が可能な形式のファイルとして作成すること。  
 ※電子記憶媒体には、各作成書類のファイルをフォルダごとに区分して記録し、CD-Rの媒体で提出(2部)を行うこと。

## (2) 作成項目及び記述条件等

作成書類は、前項までの内容に示す各種要件に基づき、鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務として実施する事項を、以下に示す目次に従って作成を行う。

## ア 機器等整備提案書

(1/2)

目次のタイトル項目と項番	記述内容等
1 基本事項	■要求仕様書の基本事項に掲げる目的を踏まえ、提案のコンセプトを記述する。(内容や形態等については提案者の自由)
2 別紙「鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務要求内容回答書」	■別紙「鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務要求内容回答書」に対応実施の有無について、回答の結果を記入する。
3 機器等調達条件に対する提案等 2-1 基本パッケージの整備提案 2-2 追加パッケージの整備提案	<p>■要求仕様書に基づき提案する基本パッケージの「(1) 学習者用コンピュータ(児童生徒用)」「(2) 端末管理ツール」「(3) その他」の仕様や内容について、特徴や機能構成および実施作業やサポート内容等を具体的に分かりやすく記述する。</p> <p>■要求仕様書に基づき提案する追加パッケージの「(1) 設計・設定・導入作業」「(2) 端末保守」「(3) 学習支援システム」「(4) その他」の仕様や内容について、特徴や機能構成および実施作業やサポート内容等を具体的に分かりやすく記述する。</p> <p>■追加パッケージについては、要求仕様書で求められたパターンの提案を用意し、その旨の内容が分かりやすく市町村が選択しやすいように記述する。</p>

## ア 機器等整備提案書

(2/2)

目次のタイトル項目と項番	記述内容等
4 その他	■その他の付加的な提案等がある場合、提案者が自由に記述可能。 (別途費用が掛かる場合は具体的に記述する)

## イ 機器等整備計画書

目次のタイトル項目と項番	記述内容等
1 スケジュール及び体制等について 1-1 整備スケジュール及び作業内容等 1-2 整備体制及び拠点 1-3 作業役割分担等	■機器等整備に係る作業工程がわかる形態でスケジュールを具体的に記述し、また作業内容の詳細及び成果物等を具体的に記述する。 ■要員数及び役割等に関する体制を具体的に記述する。 ■機器等整備全体工程に関する委託者と受託者の作業役割分担等について具体的に記述する。
2 整備機器等の運用・保守等について 2-1 運用・保守等の内容・方法等 2-2 ソフトウェア等の保守内容・方法等 2-3 運用・保守等の体制及び拠点 2-4 作業役割分担	■提案者が実施する機器等整備後の運用・保守等について、運用・保守の形態、拠点、対応方法、要員数、保守等の詳細な内容・範囲等(回数や対応期間・時間等も含む)を具体的に記述する。 ■ソフトウェア等の保守について、拠点、対応方法及び保守等の詳細な内容・範囲等(回数や対応期間・時間等も含む)を具体的に記述する。 ■機器等整備後における委託者と受託者の運用・保守の作業役割分担等を具体的に記述する。

## ウ 機器等整備経費関連積算書

目次のタイトル項目と項番	記述内容等
1 基本パッケージの経費について 1-1 機器等整備作業経費	■履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等の合計を、端末台数で除した1台あたりの費用が補助額上限の45,000円(税込)であることを記述する。 ■要求仕様書に基づき提案する基本パッケージの「(1)学習者用コンピュータ(児童生徒用)」「(2)端末管理ツール」「(3)その他」に係る機器等整備作業の全ての費用を項目別に具体的かつ詳細に積算し記述する。なお、無償・無料の場合はその旨を記述する。 ■市町村毎の積算額が分かるように記述すること。
2 追加パッケージの経費について 2-1 機器等整備作業経費	■要求仕様書に基づき提案する追加パッケージの「(1)設計・設定・導入作業」「(2)端末保守」「(3)学習支援システム」「(4)その他」に係る機器等整備作業の全ての費用を項目別に具体的かつ詳細に積算し記述する。 ■履行する上で必要となるすべての諸経費・機器・サービス等の合計を、端末台数で除した1台あたりの費用が20,000円(税込)を越えないパターンを積算書を記述する。 ■金額別・内容別等の追加パッケージを複数パターン用意し(「Windows版」「Chromebook版」についてはLTE仕様に変更した提案含む)、その旨の内容が分かりやすく市町村が選択しやすいように積算し記述すること。 ■期間が定められている内容については、その期間の年度ごとの経費を記述すること。(パッケージ全体の年度ごとの経費も分かるように記述すること。)
3 その他	■市町村が令和3年度に調達する機器等の経費について記述すること。なお、契約を行うにあたり前提条件等がある場合は示すこと。

## エ 製品等関連資料

目次のタイトル項目と項番	記述内容等
1 製品一覧 1-1 ソフトウェア一覧	■導入を行うソフトウェアの製品全てについて一覧表を作成する。(項番を付与し見やすい形態のものを作成)
2 説明資料又はカタログ類	■一覧表の項番に対応し、説明資料等全てについて添付する。

# 別紙「鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務要求内容回答書」

※以下に記載する要求事項等について回答の欄に、承認及び対応を実施する場合は「○」、否認及び実施不可の場合は「×」を記入してください。

## 1 基本事項

要求事項等	回答
<p><b>1 業務名</b></p> <p>鹿児島県市町村公立学校情報機器整備業務（以下「本業務」という。）</p>	
<p><b>2 目的</b></p> <p>本業務は、鹿児島県教育振興基本計画において示した下記の施策実現に向けて、市町村における学習者用コンピュータ等ICT機器の共同調達を目的として行う。</p> <p>○教科指導等におけるICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、自動生徒の情報活用能力の育成。</p> <p>○情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実。</p> <p>○論理的思考力を高めるために、プログラミング教育の充実。</p> <p>○ICTを活用し、児童生徒の情報を共有することによる、きめ細かな指導及び学校の情報発信。</p> <p>○国のICT環境の整備方針等も踏まえた、学校におけるICT環境整備の推進。</p> <p>このため、学習者用コンピュータ等ICT機器の整備に関する業務の業者選考企画提案協議を実施するに当たり、必要な事項を定める。</p>	
<p><b>3 業務概要</b></p> <p>指定する県内市町村において整備を行う学習者用コンピュータ機器等及びその活用に関するサービス等を調達する。</p>	
<p><b>4 契約について</b></p> <p>本業務の受託者は、指定する県内の各市町村と随意契約を締結する。その際に契約内容については、原則として本業務における提案内容に拠るものとする。なお、購入及びリースの契約形態及び台数については、契約時に確定するものとする。</p> <p>参考：別紙1「共同調達参加自治体数及び整備台数表」（市町村集計表）</p>	
<p><b>5 履行場所</b></p> <p>参加表明後に提示する「別紙 共同調達参加自治体及び整備先、整備台数等一覧（市町村別詳細）」に示す各学校とする。</p>	
<p><b>6 履行期限</b></p> <p>原則として、各市町村との随意契約に拠るものとするが、目途としては令和3年3月31日までとする。</p>	

## 2 機器等調達条件

要求事項等	回答
1 機器等調達	
本業務の企画提案においては、以下の機器等調達を行うものとする。	
(1) 調達数	
① 機器等の調達数は「別紙1「共同調達参加自治体数及び整備台数表」(市町村集計表)」に示す。	
② 調達する機器等の整備台数については、市町村との契約時に確定することとなるが、OSの変更及び数十台単位の端末数変動は無いものとする。	
(2) 基本パッケージ仕様	
① 機器等の調達仕様詳細は「別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」」に示す。	
② 「別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」」で示す基本パッケージについては、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等の合計を、端末台数で除した1台あたりの費用が補助額上限の <u>45,000円(税込)</u> を越えないこと。	
③ 基本パッケージの費用には、機器等の設置後に受託者が実施する端末の設定作業(ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等)は含めないこと。但し、市町村及び学校側で設定作業を行うための電話サポートや手順書等については含めてよいものとする。	
(3) 追加パッケージ仕様	
① 機器等の調達仕様詳細は「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」」に示す。	
② 「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」」で示す追加パッケージについては、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等の合計を、端末台数で除した1台あたりの費用が <u>20,000円(税込)</u> を越えないこと。	
③ 「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」」を参考に、 <u>20,000円(税込)</u> 以内の金額別・内容別等で複数パターンを追加パッケージを用意し、契約時に市町村が自由にパターンを選択できるようにすること。	
※下記項目は、『Windows版』『Chromebook版』のみの仕様となる。	
④ 追加パッケージの1パターンとして、基本パッケージの端末をLTE仕様モデルに変更した場合の提案を含めること。なお、このパターンにおける1台あたりの費用は <u>20,000円(税込)</u> を越えてもかまわない。	
(4) その他仕様	
① 共同調達に参加する市町村の整備費用については、1台あたりの整備費用が市町村によって差がないこと。	
2 整備にかかる概要及び基本的条件	
(1) 概要及び基本的条件	
① 賃貸(リース)契約による調達も可能とすること。支払は毎月の均等払いとし、履行する上で必要な全ての諸経費・機器・サービス等の合計も含めること。なお、具体的な賃貸契約に関する内容等については、該当市町村との契約に拠るものとする。 なお、「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」」(2)(3)のパッケージについては、それぞれ調達を希望する市町村が異なることから、参加表明後に提示する「別紙 共同調達参加自治体及び整備先、整備台数等一覧(市町村別詳細)」を参照の上、見積もること。	

要求事項等		回答
②	受託者は、「別紙1「共同調達参加自治体数及び整備台数表」(市町村集計表)」に示した全ての市町村において、契約内容に示した機器の整備及びサービス等を等しく履行すること。	
③	調達する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。	
④	サプライチェーンリスクに考慮した端末を選定すること。	
⑤	端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器・サービス等についても、見積に加えること。	
⑥	調達する端末のOS及び端末管理システム、ソフトウェア等は、調達の時点で最新のバージョンのものであること。	
⑦	管理ツールに登録するために必要な端末情報は、管理及び登録しやすい情報に整理し対象の市町村に提出すること。	
<b>3 整備仕様</b>		
(1) 機器の搬入		
①	機器の搬入・設置に係る要件については、当該市町村の教育委員会及び学校と協議の上進めること。	
②	追加パッケージに端末の設定作業が含まれている場合は、可能な限り必要な設定作業を実施した状態で機器の搬入・設置すること。	
③	搬入作業は施設等を傷つけることの無いように万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、市町村及び各校と協議の上、対応すること。なお、受託者の責めに帰すべき事由による場合は、受託者の費用で対応すること。	
④	整備した機器には、市町村と調整の上、名称、番号、導入日、リース期間※1、リース企業名※1、連絡先等の機器の管理に必要な内容を記載したラベル等を貼付すること。(※1 賃貸契約の場合)	
⑤	機器等の搬入・設置の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。	
(2) 賃貸借契約終了後の機器等の取り扱いについて		
①	賃貸借契約の場合、賃貸借期間満了後は、機器等を契約した市町村に無償譲渡するものとする。	
<b>4 整備スケジュール</b>		
履行期限内に全ての市町村への機器等の整備が全て完了できるスケジュールを示すこと。なお、本業務に参加する全ての市町村は受託者との契約を10月末日までに締結する前提のスケジュールを示すこと。		
<b>5 保守</b>		
整備した機器等の保守については「別紙2-1「基本パッケージ詳細仕様」及び「別紙2-2「追加パッケージ詳細仕様」を参照すること。		
<b>6 その他</b>		
受託者は市町村が令和3年度に調達する機器等についても、今年度の契約内容で随意契約に拠る調達ができるものとする。なお、契約を行うにあたり前提条件等がある場合は提案書で示すこと。		



### 3 その他

要求事項等		回答
<b>1 提出資料</b>		
次の表に記載された資料を、市町村から指定された期限までに提出すること。なお、下記資料以外にも、市町村との協議により提出を求められた資料については、誠意を持って対応すること。		
No.	提出資料	提出先
1	機器一覧表（電子媒体）	当該市町村の教育委員会及び学校
2	機器の取り扱い説明書・付属品	各学校に配布（部数については協議）
3	納入機器等の保証書	当該市町村の教育委員会
<b>2 機密の保持</b>		
(1) 機密保持事項		
①	受託者は、県教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し、情報が漏えいしないよう十分な配慮をすること。	
②	受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏えいし、又は外の目的に利用してはならない。なお、本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。	
③	本業務で新たに作成された成果物の著作権は、対象の市町村に帰属するものとする。	
④	市町村が提供した資料や情報の流出が確認された場合、速やかに市町村へ報告すると共に流出経路及び流出規模等を特定し情報流出の拡大を防ぐこと。なお、流出が原因による被害が確認された場合は受託者が責任をもって対応することとし、それに係る費用についても受託者が負担すること。	
<b>2 受託者の義務</b>		
(1) 遵守する項目		
①	受託者は、契約締結後速やかに、作業工程・作業体制等を記載した実施計画書を市町村へ提出すること。	
②	労働安全規則に従い、常に安全管理に必要な措置を講じること。	
③	受託者は、本仕様書に明記されていない細部の事項については市町村の指示に従うものとし、たとえ指示がない場合でも当然なされなければならない事項は、これを省略してはならない。	
④	受託者は、本仕様書を遂行するに当たって、防火・防犯に十分注意し、その発生原因が受託者の責任による場合は、受託者の責任において処理すること。	
⑤	設備等の保護には十分留意し、万一破損等が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。特に、学校の平常業務に支障なきよう留意すること。	
⑥	受託者は、守秘義務を厳守すること。また、本仕様書及び構築について知り得た事項は外部に漏らさないこと。	
⑦	受託者は、作業に際しては、社員証若しくは社名入りの名札等を常に携帯すること。	
⑧	本仕様書に示された内容以外で必要な事項については、市町村と受託者の間でその都度協議するものとする。	